第八・五十二条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を開かれた、客観的な、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない態様で適時に実施する。

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に入手可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国による措置は、それ自体では、第八・七条及び第八・十五条の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利をこの協定の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

第八・五十三条　透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に関する措置が公に入手可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　技術的インタフェースの仕様

(c)　当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採用について責任を負う機関

(d)　公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件

(e)　該当する場合には、届出、許可、登録又は免許の要件

第八・五十四条　電気通信に関する紛争の解決

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、この款の規定から生ずる当該提供者の権利及び義務に関連する紛争を解決するため、一方の締約国の規制当局を適時に利用することができることを確保する。この場合において、当該規制当局は、不当に遅滞することなく当該紛争を解決するため、適当な場合には、拘束力のある決定を行うことを目標とする。

2　規制当局は、紛争の解決の要請に対していかなる行動を開始することも拒否する場合には、要請に応じ、合理的な期間内に、自己の決定について書面により説明する。

3　規制当局は、業務上の秘密に関する要件を考慮した上で、締約国の法令に従い、紛争を解決する決定を公に入手可能なものとする。

4　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって、自国の規制当局の決定に不服を有するものが、当該規制当局又は独立した申立機関（司法当局であるかないかを問わない。）による当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

5　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって、自国の規制当局又は独立した申立機関（司法当局でない場合に限る。）の決定により影響を受けるものが、独立した司法当局による当該決定についての更なる審査を受けることができることを確保する。ただし、当該提供者が各締約国の法令に従い当該規制当局又は独立した申立機関が最終的な決定を行う手続を受け入れる場合は、この限りでない。

6　締約国は、関連する申立機関又は司法当局が規制当局の決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、申立機関又は司法当局による審査の申請を行ったことが当該決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。

7　1から3までに規定する手続は、関係する当事者が司法当局に訴えを提起することを妨げてはならない。

第八・五十五条　国際機関との関係

両締約国は、電気通信の伝送網及び伝送サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第八・五十六条　情報の秘密性

各締約国は、自国の法令に従い、サービスの貿易を不当に制限することなく、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスにおける電気通信の秘密及び利用者の関連する通信記録の秘密性を確保する。

第八・五十七条　国際移動端末ローミング

1　各締約国は、両締約国間の貿易の拡大を促進し、及び消費者の福祉を向上させるため、国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協力するよう努める。

2　各締約国は、国際移動端末ローミングの料金及びローミング・サービスの技術的な代替手段に関し、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の手段をとることを選択することができる。

(a)　消費者が小売料金に関する情報を容易に入手することができることを確保すること。

(b)　ローミングの技術的な代替手段であって、一方の締約国の領域を他方の締約国の領域から訪問している消費者が自己の選択する装置を利用して電気通信サービスにアクセスすることを可能とするものを利用することに対する障害を最小限にすること。

3　一方の締約国は、自国の領域内の公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、他方の締約国の領域を訪問している最終利用者に提供される音声、データ及びテキストメッセージのための国際移動端末ローミング・サービスの小売料金に関する情報を公に入手可能なものとするよう奨励する。

4　この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。

第五款　金融サービス

第八・五十八条　適用範囲

1　この款の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(a)　中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動

(b)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(c)(b)　締約国若しくはその公的機関の勘定のために若しくはこれらの保証の下に、又は締約国若しくはその公的機関の財源を使用して公的機関が行うその他の活動

3　第八・二条(r)の規定のこの款の規定への適用上、締約国が自国の金融サービス提供者に対し2(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

4　第八・二条(s)の規定は、この款の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第八・五十九条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(1)　生命保険

(2)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再再保険

(C)(b)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）